

2020年3月23日

従業員各位

株式会社エムサス  
事業本部

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルスへの対応につきまして、既に感染防止の取り組みへのお願いを申し上げているところではありますが、未だ明確な収束の兆しが見えず、今後新年度に向けて人々の往来も徐々に増えていくことが見込まれることから、会社の運営および社員とその家族の健康への影響を最小限とすべく、新たに基本方針を策定することといたしました。

つきましては、以下の基本方針に従い、感染症予防に引き続き努めていただくとともに、感染の疑いや感染が発覚した場合には、速やかな対応をとっていただきたく、お願い申し上げます。

### 【新型コロナウイルス感染症対策基本方針】

#### 1. 感染拡大の防止について

- ◆ 手洗い・うがいの徹底、咳エチケットの励行
  - ・手洗いやうがいをこまめに行う。(水道が無い場所では除菌シート等も可)
  - ・咳エチケットを励行し、可能な限りマスクを着用する。
  
- ◆ 体調管理の徹底
  - ・普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を落とさないよう留意する。
  
- ◆ 検温・健康状態チェックの徹底
  - ・毎朝の検温と健康状態の確認を徹底する。  
(事務社員については、チェックシートへの記入を行う)
  
- ◆ 体調不良時の対応
  - ・体温が37.5℃以上、もしくは平熱より1.5℃以上の者は、休暇を取得して療養する。
  - ・体温に関わらず、強い喉の痛みや断続的な咳がある、または強いだるさや息苦しさがある者は、休暇を取得して療養する。
  
- ◆ 会議、研修、社内行事などの開催
  - ・会議、研修、社内行事などのうち、不急であるものは開催を控える。
  - ・開催する場合は、会場や規模に応じて、「参加者をなるべく密集させない」、「会場の換気を行う」、「開催時間を極力短縮する」など、可能な感染防止対策を講じる。

## 2. 感染した疑いがある・感染が確認された場合の対応について

### ◆ 新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合

- ・ 37.5℃以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）や、強いだるさ（倦怠感）または息苦しさ（呼吸困難）がある者、高齢者や糖尿病・呼吸器等の基礎疾患等の持病があるまたは免疫抑制剤等使用している者で上記症状が2日以上続く者は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡したうえで、指定医療機関を受診し、会社にその旨を報告する。

### ◆ 新型コロナウイルスの感染が確認された場合

- ・ 新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、出勤停止とし、速やかに医師の診断に基づき、治療・回復に努める。復帰については、症状が快復したことによる医師からの出社許可の診断書の提出をもって勤務再開とする。
- ・ 同居する家族に感染が確認された場合は、自宅待機とする。
- ・ 当社の事務所内で感染が確認された場合は、速やかに感染が確認された居室の消毒を実施する。なお、当該消毒が完了するまでは、当該職場居室内の立ち入りを禁止する。

### ◆ 新型コロナウイルスに罹患した者と濃厚接触をした場合

- ・ 14日間の自宅待機とし、14日経過後においても発熱や体調不良がない場合には出勤を再開する。

※「濃厚接触をした者」とは（厚生労働省による定義）

#### ◎ 「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

以上